

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後３時００分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、１名の傍聴人がおり、入室を促した。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に藤波貢農業委員、山岸 進農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に藤田農業委員会事務局長、書記に小宮山次長、関根副主幹、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第３６号 農地法第３条の許可申請について

議 長 議案第３６号は３件の申請があり、それぞれ申請人を招集しており、説明と質疑は申請番号ごとに行うこととする。申請番号１について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号１、地区は上尾地区、権利は所有権、所在は大字上尾下字長橋の４筆で、地目は４筆とも登記、現況ともに畑である。譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大である。譲受人の耕作状況は４５４アールだが上尾市内には農地は所有しておらず、伊奈町及び北海道の鷹栖町に農地を所有している。双方の農業委員会に照会をかけ、伊奈町の農地は現地確

議 (報	長 告)	認した結果、所有する農地はすべて遊休農地ではないことを確認している。 申請番号 1 について、担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。 上尾・原市地区担当の黒須邦昭農業委員が報告した。1 月 23 日（火）に担当委員 2 名で現地調査を行った。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。東側は道路を挟んでほとんど住宅地になっている。現地は数年耕作されていないが、容易に耕作できるように管理されている。また、道路脇には強固な縁石が設置されており、住宅地の方から雨水等が農地に流れ込むような場所ではないと思われる。
議	長	申請人に入室を促した。 ＜申請人入室＞
申 請 人 議 長 内田農業委員 申 請 人		自己紹介を行った。 本件について意見を求めた。 営農計画によれば、ブドウで巨峰栽培とあるが、どの程度の規模の農園を計画しているのか。 伊奈町で 8 畝ほどの農地に巨峰 2 本とシャインマスカット 2 本を植え、苗木も少し植えている。ここの農地でも同程度の規模を考えている。
内田農業委員 申 請 人		定植について、苗木を新たに植えるのか、新しい苗木を移動させるのか伺う。 異動は基本的に考えていない。去年植えた苗木が少し大きくなっており、移動したいという思いはあるが、3 月ごろまでに可能であれば移動も検討するが、木が大きいので難しいと思う。
内田農業委員 申 請 人		現地の写真を見ると棚が無い。一般的には棚を作ると思うが、どのような棚を計画しているのか。 現在、単管パイプで棚を用いて棚を作っている。
内田農業委員 申 請 人		防除暦に基づいた消毒作業が必要になると思うが、防除に S S を使うのか。 S S はないので、エンジン付きの動噴を使おうと思っている。
内田農業委員		上尾市にはぶどう組合という生産団体がある。そこに所属すれば県の農林振興センターと協議し

	てうえで防除暦を作っているの、それに基づいて防除したらいいと思う。
申請人	是非ご指導をいただきたい。
内田農業委員	農業資材、宅配用の箱、手提げバッグなどや、農薬は一括購入するのである程度値段は抑えられる。秋には剪定講習会などもあるので、ぶどう組合に入ることを勧めたい。
申請人	去年の農業祭で、ぶどう組合の箱を見て、資材などを譲ってほしいといったら、販売できないと断られたことがあった。
内田農業委員	箱にはぶどう組合という名前が印刷されていて、組合員へ販売するようになっている。 これから夏がますます暑くなって、種無し品種などは暑さに負けて粒が落ちるようなことになってくと思う。新たに作付けするなら、暑さに強い品種の苗木を購入してはどうか。
申請人	どのような品種があるのか。
内田農業委員	農研機構の研究で4～5年前に発売になったグロースクローネやBKシードレス、これは最初から種無しの品種で、いずれも暑さに強い品種なので、一つ検討してみてもいいと思う。
新木農業委員	この申請に際して担当委員から現地報告があったが、資料を見ると雑草が生えている状況かと思う。ここにブドウの定植や、営農計画書にあるようにトマトを作付けする計画があるようだが、現状で草が生えている状態を、どのように管理していくのか伺う。
申請人	今回の農地は、耕作されずに放置されており、雑草の種が相当あるかと思う。現在伊奈町でも雑草には苦労しており、耕運機で起こしたりして雑草はとっている。一気に雑草を壊滅させるのは難しいと思っているので、徐々にやるしかないと思っている。
新木農業委員	自己の労力で除草されとのことだが、所有する農業機械には除草する機械を所有されていないようだが。
申請人	草刈り機はあるが、除草で薬を使用するのは噴霧器しかない。
新木農業委員	取得する農地でブドウとトマトを栽培するということだが、面的な割合はどのように考えている

		のか。
申 請 人		ブドウを4本植えれば、この面積ぐらいは必要だと考えている。割合は徐々に変わってくると考えている。伊奈町の現在の畑では、立枯病が散見され、移動しながら農作業をやっているが、長靴を取り換えるなど注意をしている。今年の春にトマトを植えてみたいと考えており、病気が出ないのであれば本格的にやっていきたい。
新木農業委員		大玉トマトとミニトマトに関しては露地栽培ということでもいいのか。
申 請 人		そのとおり露地栽培。
新木農業委員		先ほどの自己紹介で、上尾に住んで50年になり、北海道の鷹栖町に広大な農地を所有してそばを作付けしているとのことだが、北海道の農地でのそばの作付けや管理はどのように行っているのか。
申 請 人		そばは作付けして丸2年、今年で3年目になる。それ以前は米を作っており、主力は母親が行っていた。母親が亡くなって相続で農地を取得し、管理が簡単にできるものと考えていた時に、農協主体でコメ以外の作物に転換する政策の下でそばを作る話があり、それに参加して3年目になる。管理が楽で、農協が一括で収穫するので、手間がかからない。
議 長		本件についてさらに意見を求めるが無かったため申請人に退室を促した。 ＜申請人退室＞
議 長		申請番号2について事務局に説明を求めた。
事 務 局		議案書を朗読した。申請番号2、地区は平方地区、権利は所有権、所在は大字上野字富士の1筆で、地目は登記、現況ともに畑である。譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大である。譲受人の耕作状況は101アールで、上尾市内の農地は事務局で現地確認し、所有する農地はすべて遊休農地ではないことを確認している。
議 長		申請番号2について、担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告)	平方地区の新木農業委員が報告した。1月20日(土)に、地区担当委員4名で現地調査を行った。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。今回の申請以前は、毎年の農地パトロールで遊休農地に判定されていたが、今回の許可申請にあたって開墾し、写真のようにきれいな農地の状態になっている。農地として耕作するうえでは、何ら支障のない状態になっていることを、地区の担当委員として確認した。
議 長	申請人に入室を促した。 ＜申請人入室＞
申 請 人	自己紹介を行った。
議 長	本件について意見を求めた。
内田農業委員	上尾市にも栗組合が存在していたが、今は生産者が少なくなってしまった。栗自体の生産樹齢がそれほど長くないと思うが、どのように考えているのか。また、日当たりが良さそうな場所なので、生育がかなりいいと思われる。栗が育つと5～6メートル程になるが、周囲には住宅があるので、日照の問題はどのように考えるのか、以上2点を伺いたい。
申 請 人	樹齢を考え、新たな苗木を植えることを考えたい。また、あまり大きくなっても困るので、木の状態により対応したい。
藤波農業委員	計画では栗を栽培するということで、農業を一生懸命やっていただけなのは、大変ありがたい。大石に農業委員会会長をされた方が栗栽培を頑張っていて、栗を1000キロぐらいかと思うが相当出荷をして、上尾の市場で非常に高値がついている。品種は利平で、組合ではなく個人で出荷している。消毒や管理など、是非聞きに行って勉強したらいいと思うので、意見として伝えておく。
議 長	平方にも栗組合があったが、高齢化して今はやっていない。本件についてさらに意見を求めるが無かったため申請人に退室を促した。 ＜申請人退室＞

議	長	申請番号3については、議案第37号農地法第5条の許可申請の申請番号2と関連があるため、一括審議とする。事務局に説明を求めた。
事	務	局長
局		議案書を朗読した。本件は営農型太陽光発電の案件で、令和3年2月15日に許可を受け、一時転用期間3年と定められており、継続して事業を行うため再度許可申請を行うもので、パネル下部には茶の栽培を行っている。地区は大石地区、権利は区分地上権、所在は大字領家字水下で、地目は田が26筆、畑が29筆の合計55筆である。申請事由は営農型太陽光発電による区分地上権の設定である。
		議案書の6ページ、議案第37号農地法第5条の許可申請の申請番号2、地区は大石地区、権利は使用貸借権、所在は大字領家字水下で、地目は田が25筆、畑が25筆の合計50筆である。形態は一時転用、用途は営農型太陽光発電施設、施設は太陽光パネル、支柱、電柱、キュービクルとなっている。開発許可は不要で、農振農用地であるため適合証明を取得している。工作物を設置しない一時転用をしない筆が5筆あり、3条申請と5条申請では5筆の相違がある。
議	長	申請番号3について、担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報	告)	大石地区の矢部推進委員が報告した。1月20日(土)に、地区担当委員5名で現地調査を行った。太陽光パネル設置から3年が経過しようとしており、施設内へ入れないことから、現地調査では生育状況の確認を道路沿いから行った。状況としては茶の木の生育の伸び幅が違っており、大きく伸びているところで1.4～1.5メートル、伸びていないところで50センチメートルあるかないか、また、枯れている木も見られた。現地は埋め立てされた部分があり、土壌が影響しているためか茶の木が成長しない部分が見受けられる。下草の管理は良くされている。理由書を朗読した。
議	長	申請人に入室を促した。
		<申請人入室>
申	請	人
		自己紹介を行った。2021年から営農型太陽光発電で茶畑と再生エネルギーの事業を小敷谷と

領家、今年からは畔吉でも行っている。小敷谷と領家で3年前から茶畑を展開し、写真に花芽が写っているが、11月頃に白い花が咲く。本事業では茶葉のほかに茶の実を採ることを考えている。茶はツバキ科で、実を絞ると油が採れる。花が咲いて実がなるのは来年になるので、3年目でようやく準備ができた状態と考えている。葉茶葉は5月頃に採るが、まだ成木ではないので少量しか取れていない。昨年6月に武蔵野銀行のクラウドファンディングを活用し、ときがわ町の事業者と連携して古刹慈光寺に伝わる慈光茶を製茶した商品を作り、よく売れた。上尾でも良い茶を作っている確信を持っている。3年間事業を行って課題も生じてきている。1つは外構に関して、外観や防犯上からも対策が必要であるという認識で、2月には修繕する予定になっている。また、茶の生育に関して小敷谷の圃場は生育良いが、領家の圃場では生育に差が生じている。原因としてひとつ考えられるのが、真ん中に水路が南北に走っていて、水路の周りが窪んでいて水が溜まりやすい。茶の生育は湿地を嫌い、低地や田では育たない。この2年間で再度植えなおしの作業をおこなったが、環境的な傾向が判明してきた。そのためには茶の木の生育に合う土地に変えていく必要がある。通常のお茶農家では、茶畑の葉を切って刈落として、茶の土にしていく。時間をかけながら茶に適した土にしていこうと考えている。

この時期の茶葉が黄色や赤色に見えるが、紅葉と同様で春になれば緑色の葉が出てくる。枯れている木は棒状になっている。どんな茶畑でも枯れるものは枯れるので、植えなおしをする。木が1年2年と生育して強くなれば葉の色も良くなる。

今年から畔吉地区でも新たに定植を始める。総会で委員の方々から下草の処理をしっかりと、効率よくやるようにご指摘いただいている。現状では地元の方4人体制で管理を行っているが、今後は6人体制にして、草刈り機も一人1台と機械化して効率的に進める予定である。地域の地元の方と一緒に管理していく仕組みを今年から進めたいと思っている。

茶の実に関しては、大学の授業で取り組んでいるが、小・中学校も含めてものづくりをやろうと

考えている。地域の方々、研究機関、学生と連携して、アイデアを出しながら製品を作ることを考えている。茶のオイルにはオレイン酸を80%含んでおり、オリーブオイルよりも多い。肌になじみやすく、さらりとしている。茶畑からオイルが取れることを世間ではあまり知られていない。上尾から新しい商品を作るということを事業として考えている。多くの課題もあるが、委員の方々に
お知恵をいただいて進めていきたいと考えているので、ご指導をお願いしたい。

議 長
市村推進委員

本件について意見を求めた。

最初の導入時に聞いているかもしれないが、茶畑になるまでにあと何年かかるのか。20年の賃借権設定で、土壌改良など努力されているようだが、元を取るには期間が長い。それと、茶葉と実ではどのような割合での利益を考えているのか。また、市の商工課が上尾発の産品を探しているので、是非そこにエントリーして、上尾発のオイル製品ということで、売り先を含め商工課との連携をお勧めしたい。また、ここでの発電が2メガワットほどで、上尾全体での電氣量が100万キロワットくらいなので、50か所ほどなかなか手の付けられない場所に設置できれば、上尾市内の電氣が再エネの電氣量で足りるような計算になるのかと思う。

申 請 人

まず生育期間に関しては、茶葉が採れる段階までで約5年。3年目ぐらいから取り始めるが、機械で摘み取りができるようになるには5年かかる。茶の実には花が咲いて実ができるのに2年。取れ始めているが成木になってようやくサイクルが回ってくる。そう考えると7年かかる。それまで全く取れないわけではないが、だんだん収量が上がってくる。

市村推進委員
申 請 人

この写真は何年くらいの木なのか。

これは3年で、生育が早い方。小敷谷の方は環境が良く、生育が驚くほど早い。パネル下での栽培は初めての取り組みだが、茶の木は太陽光を嫌う。京都は山中で日が差さない。静岡は斜面に植えられており、午前中に日を浴びて午後には陰る。狭山茶は関東平野で栽培され太陽を浴びざるを得ない。非常なストレスによってできる成分がカテキンで、過剰な光を浴びてお茶にとっては厳し

い環境で育っている。太陽光がパネルによって遮られているのは、お茶には良い環境で、栽培に適していると考えられ、上尾の事例がモデルになっていくのではないかなと思う。

市村推進委員

航空写真で見ると地域的には周囲に住宅が少ない地域だが、これをさらに拡大していくのであれば、周囲を低木などの緑地帯を設けてパネルが見えないようにしてはどうか。農地にパネルがあるのは個人的には景観的に好ましいとは思えない。非効率的なのはわかるが、今後も拡大するのであれば、景観を意識した計画で進めていただきたい。

それと、茶葉と茶の実の割合について伺いたい。

申 請 人

良いお茶ができるかどうかはわからないが、味が良いということになれば、春・夏・秋頃に茶葉が採れ、秋・冬で実が採れるので、通年でサイクルが回るのはと考えている。理想的なところで茶葉が4割、茶の実が6割。実の方が価値は高く、女性の化粧品でもよいものならば高くても買うと思う。貴重なもの、珍しいものであれば、高い値段を設定できる。しかし、茶葉の場合は量で金額が決まってしまう。茶の実オイルは食用にもできるし、化粧品の原料にも使えるので、付加価値をつけて石鹸やシャンプーなど商品の可能性が無限にある。地域での商品開発といった魅力のある事業になると思う。

藤波農業委員

本件は領家地区の営農型太陽光発電に関する3年間の一時転用で、先日、現地確認に行った。先ほど担当委員からも報告があったが、生育状況は非常の悪い状態であった。私自身、4年ほど前に普通の畑と田を埋めた場所にブルーベリーを植えたが、畑は95%ほど根付いたが、埋め立てた場所では40%ほどは枯れてダメになった。

今回の場所は、地権者15名ほどで田を1年くらいかけて埋め立ての農地改良を行った。完了して引き渡しするときに土壌検査をしたら野菜は作れないということになり、色々と問題になったという話を聞いている。この前現場を改めて見ると、小川が通っていて低い湿地帯である。埋め立てしていないところは生育がかなり良い。小敷谷圃場は大変生育が良い。自分が思うのは1番の問題

として、確かに小川はあるが、埋め立てた土にいろいろな形で障害があるように思う。まずは土壌検査をして、何かの改良剤があれば改良し、今の状態で植え替えてもおかしくなると思うので、土壌改良を進めてもらいたい。

2～3か月に一度は営農型太陽光の見回りをしているが、夏場は特に草が強い。モデルケースにもなるのだから、雑草で苦情が来るようでは困る。それと、領家には置換者が15名ほどいるので、パートとして除草に参加していただいて、多少の小遣い稼ぎでは働きたいと思う。地域の人と信頼関係を築いてほしい。それと早く外構の囲いを直していただきたい。中が良くても、外側から見て周囲の人から苦情が来ると、農業委員としても困る。

領家地区での荒川流域で、特に埋め立ての場所などはまったく手が付けられず、何もできないような土地を、整地して太陽光の事業を大手の業者がやって、地権者にもいくらか収入になるなら、我々にとっても一石二鳥になるのではないかと思う。きれいごとを言うだけではなく、草だらけでは困る。生産というのはその場その場で全然違うので、その辺のところを勉強し、地元の人と良く話し合って頑張ってもらいたいと思う。

それともう一つ質問だが、以前に茶の鉢植えを5万鉢ほど扱ったことがある。茶の実を自分で蒔くと生えるものなのか伺いたい。

申 請 人
藤波農業委員
申 請 人
藤波農業委員
申 請 人
藤波農業委員
國島推進委員

種から作るということは、今はまずやっていない。

それは良い苗ができないということなのか。

その通り。

茶の実を実際に蒔いたときの発芽率について伺う。

発芽率は4割くらい。今の苗は挿し木によるクローンで、良い枝を選別して挿し木で作っている。個人的な話だが、以前に茶の木をきれいな鉢に入れて、200円で5万鉢売れたことがあった。静岡とかにあるように、低木の茶畑が広がっていくものだと思っていたが、実をとるために木を

		伸ばして、普通の茶畑とは違う育て方をするのか伺う。
申 請 人		結論から言うと上に伸ばす。普通の茶畑とは異なり、手が届くくらいの高さを基準にして、実と葉が採れる状態にしていく。
國島推進委員		木は巨木になっていくのか。
申 請 人		巨木にはならないが、実をとりやすい高さに伸ばすので、皆さんが想像しているような茶畑とは違う茶畑が出来上がる。
國島推進委員		近くを通るたびに茶畑に見えないので、疑問に感じていたが納得した。それと、茶の実のオイルに興味があるが、オリーブオイルを超えとか、抗菌作用があるなどの特徴があるのか。
申 請 人		肌に塗っていくとだんだん白くなる。女性のアイデアは重要なので、是非ご意見をいただきたい。
議 長		本件についてさらに意見を求めるが無かったため申請人に退室を促した。
		<申請人退室>
議 長		議案第 3 6 号農地法第 3 条の許可申請の申請番号 3 は、議案第 3 7 号農地法第 5 条の許可申請についての申請番号 2 が県の許可となることが許可の条件となる。このことを踏まえ、採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。
議案第 3 7 号		農地法第 5 条申請番号 1 の許可申請について
議 長		上尾市農業委員会会議規則第 1 0 条の規定に基づき関係する新木農業委員に対し、一時退室を促す。
		<新木農業委員退室>
議 長		本件について事務局に説明を求めた。
事 務 局		議案書を朗読した。申請番号 1、地区は平方地区、権利は使用貸借権、所在は大字平方領々家字三ツ塚の 1 筆で、地目は登記、現況ともに畑である。形態は転用で用途は自己用住宅、施設は木造二階建である。議案書の訂正があり、建築面積は 6 8 . 8 5 m ² である。受託を建てるため開発許可

が必要である。令和５年８月２４日付け上尾市告示第３０９号で農振除外を受けている。除外後の農地区分は第１種農地である。住宅目的のため不許可の例外にあたる。

- 議 長 担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。
- (報 告) 平方地区担当の松本推進委員が報告した。１月２０日（土）に担当委員４名で現地調査を行った。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。写真にある通り現地はきれいになっており、木宇作されていた農地である。今回は自己用住宅であるが、転用することによって生じる周辺農地への営農には支障が生じる恐れはないと考えられる。土地の選定理由書を朗読した。
- 議 長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第５号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。
- 議 長 審議が終了したため、関係する新木農業委員の入室を促した。
- <新木農業委員入室>

議案第３８号 令和５年度１月期農用地利用集積計画の承認について

- 議 長 議案第３８号について関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第１０条の規定に基づき一時退室を促す。
- 関係委員 一時退室。
- 議 長 担当課である農政課に説明を求めた。
- 農 政 課 制度について説明し、議案書を朗読した。補足説明として、今回の中間管理機構へ新規設定する平塚の４筆に関しては、農業研修生の研修用農地として設定されるものである。設定期間が５年の菅谷三丁目の３筆は、この後の利用配分計画で決定となる。１４年間の利用権設定は、地頭方の法人が、当初は農業用施設用地として計画していた筆を畑として医療するためのものである。
- 議 長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 農政課	設定期間１年間の研修用農地は、どのような方が利用するのか。 ＪＡの明日の農業担い手塾の塾生で、露地野菜を栽培している。電気系統に強いので、井戸の電動ポンプの仕組みに太陽光発電を使っている。販路はＪＡの直売所で、来年度は学校給食への出荷を考えている。
新木農業委員 農政課	研修期間が１年となっているが、その後どうするのか。 この方は昨年度から研修用地として農地を借りており、今回は追加で４筆を新しく借りることになる。規模拡大という形で、合計すると６．３反ほどを耕作することになる。
新木農業委員 農政課 議長	現在耕作しているとのことだが、場所はどこなのか。 隣接する農地である。 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第３８号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。
議長	審議が終了したため、関係する委員の入室を促した。
議案第３９号	令和５年度１月期農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議長 農政課	担当課である農政課に説明を求めた。 中間管理機構が借り受けた農地を配分する計画となっており、今回は２名の地権者から中間管理機構が借り受けた農地を１名の耕作者に配分する内容となっている。借り受けるのはＪＡの明日の農業担い手塾の塾生で、令和３年７月から令和５年７月までの２年間の研修を受け、令和６年４月１日から新規就農者として営農開始を予定している。労働力は本人と妻、トラクターと管理機を所有し、現地に作業スペースを設置している。
議長 新木農業委員	本件について意見を求めた。 先ほどの第３８号議案の筆で、面積値の修正があったが、本議案も同様の修正となるのではない

のか。

農	政	課	ご指摘の通り。面積を修正したうえで、中間管理機構へ書類を提出する。
議		長	今月の総会でこの議案を審議し、開始期が4月1日となっているが、期間が開いている理由は。
農	政	課	この後中間管理機構に書類を送付し、そちらで審議が行われ、県の公告を経てから初めて4月1
			日からの開始となるため、手続の期間がかかるというもの。
議		長	中間管理機構に貸し出すと、手続期間に3か月ほど時間がかかるということで理解した。
議		長	本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第38号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第10号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議	長	以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後5時05分、本会を閉会した。
---	---	---

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和6年1月25日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員